

令和 8 年 4 月 16 日

公募内容に関する質問及び回答について

「子どもの権利・子育て支援条例（仮称）策定支援委託業務」に係る質問事項について、以下のとおり回答を公表いたします。

■市民会議について

質問内容	専門的知識を有する者は、受託事業者から選出する形でも良いでしょうか。
回答	市が選定する専門家会議の委員等を想定していますが、市と受託事業者で協議しながら決定していくこととなります。
質問内容	専門的知識を有する者の参加方法は、オンラインでも良いでしょうか。
回答	市民会議での専門的知識を要する者は、進行が停滞した時の新しい視点の投げかけ等、専門家の知見から議論がより深まるように後押しする役割を担っていただきたいため、全十回のうち、数回は現地参加いただくことも想定されますが、その必要性や有効性を含め、ご提案ください。
質問内容	市民会議の会場として、市役所大ホール以外に、未来創造センターの各施設や働く女性の家などの公共施設を使用する場合、使用料の免除等の対応は可能でしょうか。
回答	公共施設を使用する場合の、使用料の免除は可能です
質問内容	貴市の定める講師謝礼金支払基準を資料として提供していただけますでしょうか。
回答	市民会議等の委員謝金について、「宮古島市謝礼金支払基準 別表 1」の以下の箇所を、ご参照ください 区分：県内 その他 職種：その他
質問内容	市民会議の回数について、月 2 回以上、全 10 回程度と想定されており、事業スケジュール（想定）にも全 10 回開催と解釈できる記載がありますが、必要な検討が行える前提であれば、月あたりの開催回数や総回数について柔軟に考える（例えば、〇月は 1 回のみ開催、合計開催回数は 6 回等とする）事は、差し支えありませんでしょうか。
回答	宮古島市としては、現時点で少なくとも 10 回の開催は必須と考えております。月あたりの開催回数やスケジュールは事業の目的を踏まえて柔軟にご検討・ご提案ください。
質問内容	令和 7 年度に実施したワークショップの内容・結果を現時点で開示いただき、企画提案の参考とさせて頂く事が可能でしょうか。

回答	令和7年度に実施したワークショップ(子育てゆんたく会)の内容や結果は宮古島市ホームページに掲載してありますので、そちらをご確認ください。 ホームページ URL : https://www.city.miyakojima.lg.jp/kurashi/kodomo/kosodate/2025-1126-1013-69.html
----	---

■ 専門家会議及び子ども・子育て会議の運営について

質問内容	子ども・子育て会議の委員は、市が選定・委嘱するという理解でよろしいでしょうか。
回答	子ども・子育て会議の委員は、市が選定・委嘱いたします。
質問内容	子ども・子育て会議では、本事業以外に関連する項目を取り扱うことはありますでしょうか。また、その場合の運営主体はどこになるのでしょうか。
回答	本事業以外に関連する項目を取り扱うことはありますが、その項目に関する運営(進行等)は宮古島市となります。
質問内容	専門家会議および子ども・子育て会議の参加者への謝礼金の支払いは、本事業の対象外という理解でよろしいでしょうか。
回答	本事業に関わる子ども・子育て会議、専門家会議の参加者への謝礼金の支払いは本事業の対象です。
質問内容	専門家会議と子ども・子育て会議へは受託者の参加を想定されていると思われませんが、いずれの会議も、会議開催に必要な業務(会場確保、開催通知、会場設営、必要備品の準備、会議の進行・記録・要約)については市主導で実施し、受託者としては会議資料作成の支援、当日の質疑応答支援等の協力が役割範囲という認識で差し支えありませんでしょうか。
回答	会場確保、開催通知は宮古島市で行います。会場設営、必要備品の準備、会の進行・記録・要約は受託者側の業務となります。

■ 情報発信・市民意見の収集について

質問内容	市民会議の委員以外の子どもの意見を広く反映するため、学校や居場所を訪問して意見収集を行うとのことですが、訪問数の最低ラインなどは想定されていますでしょうか。また、一部の学校や居場所を抽出して意見収集を行う場合、旧市町村ごとのエリアそれぞれから収集するアンケート等(子どもの意見)は、目安の数がありますでしょうか。
回答	訪問数の最低ラインやアンケート数の目安は特にありません。市民会議等に参加することが難しい子ども達の意見も反映することが重要であるという趣旨を考慮して、ご提案ください。仕様書では学校や居場所としていますが、児童養護施設なども想定されると考えています。

質問内容	オープンハウス型意見交換会の会場は、市役所 1 階などの公共施設を想定してよろしいでしょうか。
回答	おっしゃるとおりです。

■プレゼンテーションの資料について

質問内容	審査当日に使用するプレゼンテーション用資料は、企画提案書を理解しやすくする目的であれば内容やデザイン（図・表など）が企画提案書と一致していなくても問題ありませんでしょうか。
回答	企画提案書とプレゼンテーション用資料の説明内容が異なる内容になることは想定していません。よりわかりやすくするための図表の追加等は問題ありません。